

# 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」 (令和4年3月25日閣議決定) の進捗状況について

令和6年1月17日

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

# 成年後見制度の取組経緯

## 1. 成年後見制度利用促進の取組経緯

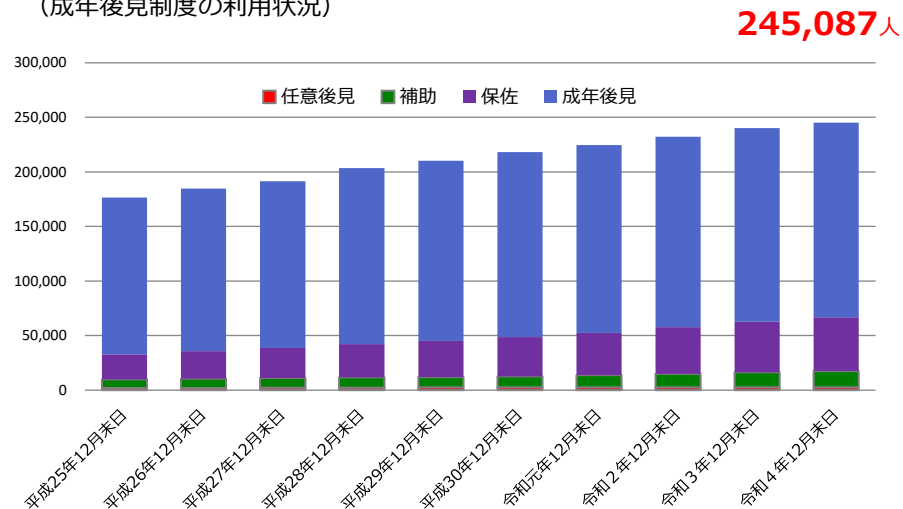
- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法（議員立法）が成立。  
平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。

※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。

出所：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

(成年後見制度の利用状況)



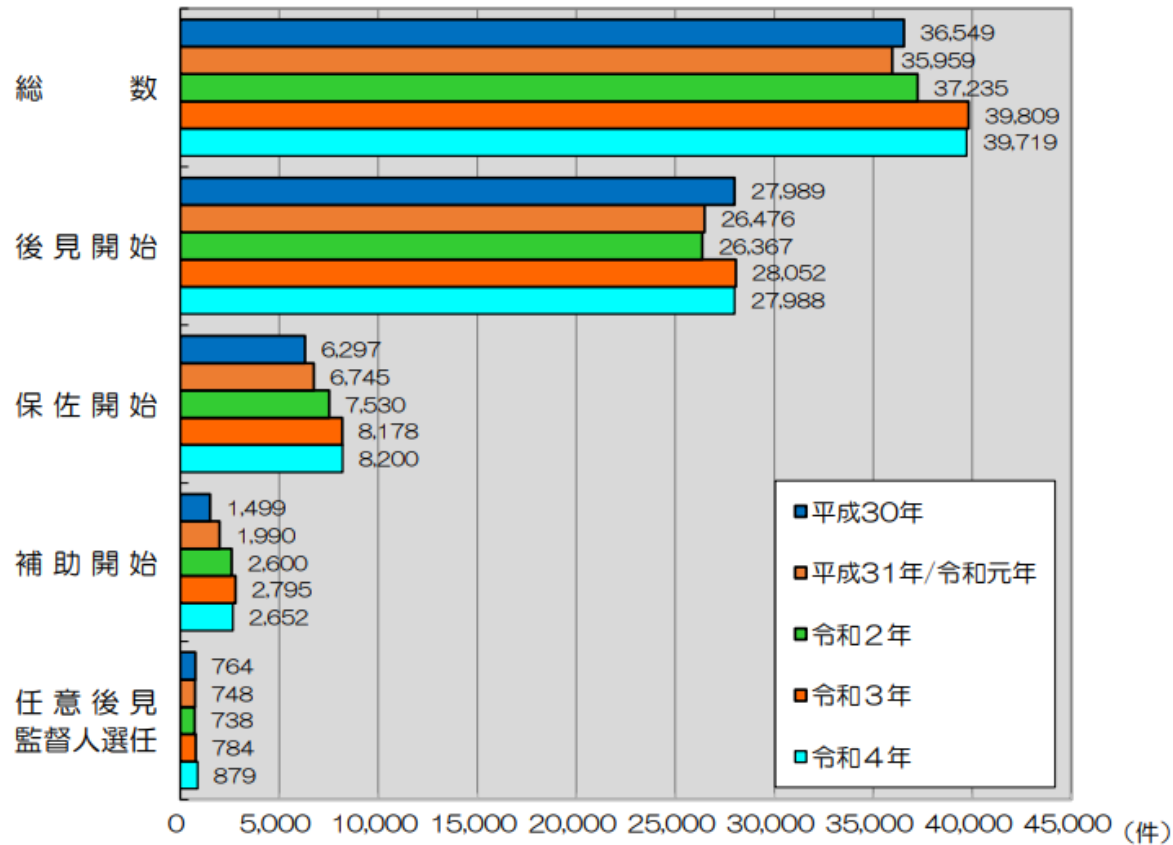
※ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

## 2. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回（3つのWGで合計13回）の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施（12月22日公表）。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。
- 令和4年3月25日に第二期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を閣議決定。第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証とりまとめ。

# 成年後見制度の申立件数について

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で39,719件（前年は39,809件）であり、対前年比約0.2%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,988件（前年は28,052件）であり、対前年比約0.2%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は8,200件（前年は8,178件）であり、対前年比約0.3%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,652件（前年は2,795件）であり、対前年比約5.1%の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は879件（前年は784件）であり、対前年比約12.1%の増加となっている。



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 ー令和4年1月～12月ー」

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### ◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

### ◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

### ◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進



## 地域連携ネットワークづくりに関する取組について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

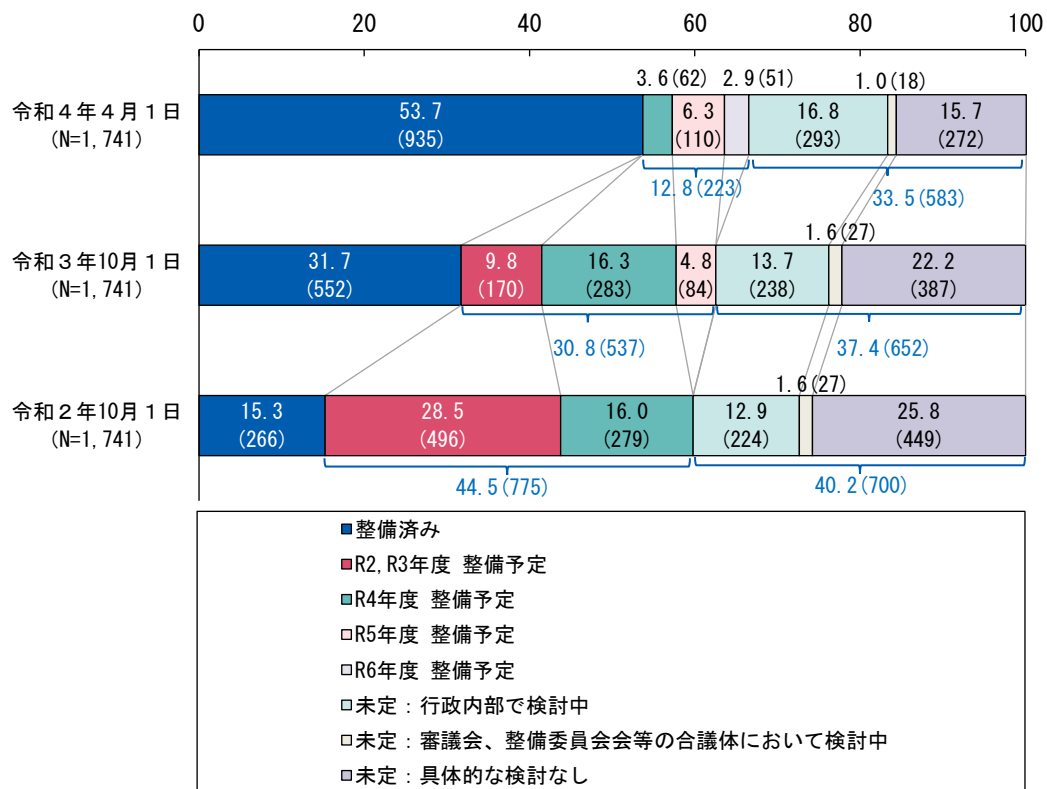
調査時点：令和4年4月1日（一部の調査項目は令和3年度実績等）

## 1 中核機関の整備状況

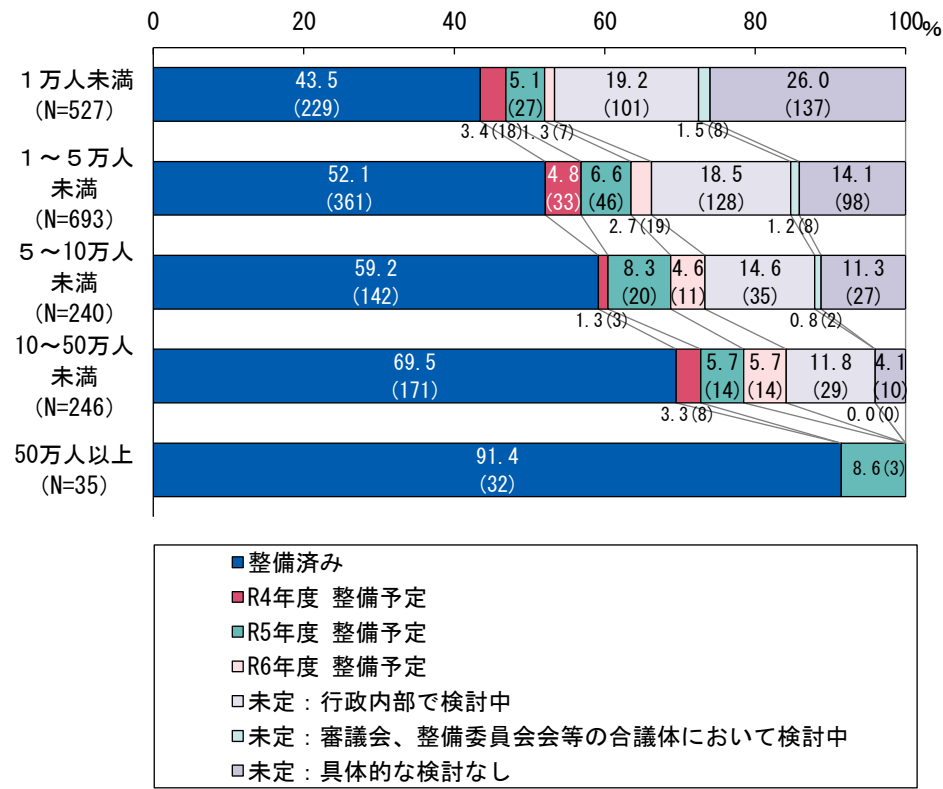
<整備済（R4.4時点）：935市町村（53.7%）⇒ 整備済+整備見込あり：1,158市町村（66.5%）> 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

市町村  
調査

### ●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>



### ●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>

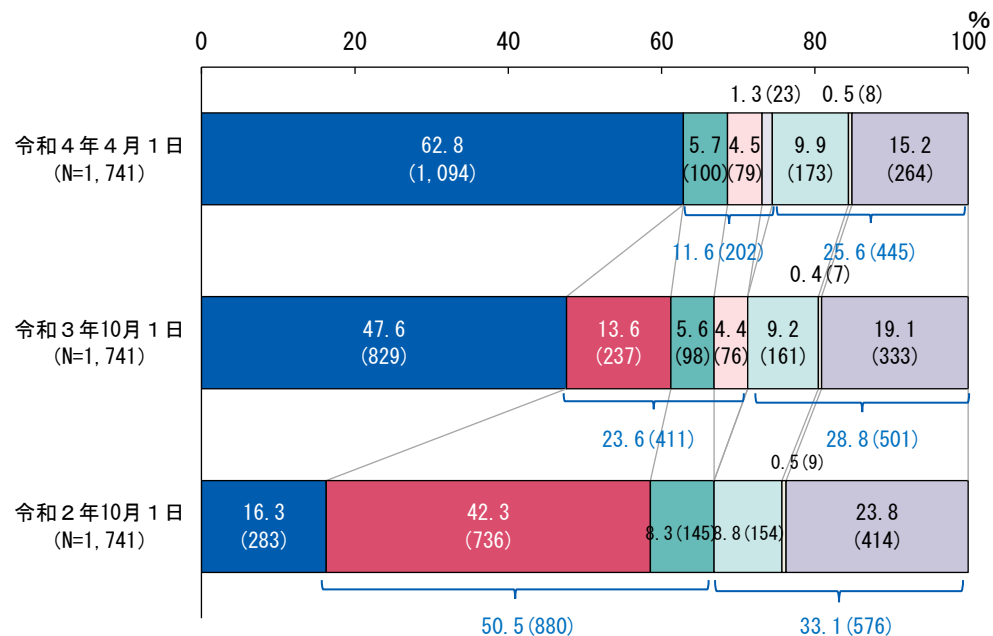


## 2 市町村計画の策定状況

<策定済 (R4.4時点) : 1,094市町村 (62.8%) ⇒ 策定済+策定見込あり:1,296市町村 (74.4%) > 【令和6年度末KPI : 1,741市町村】

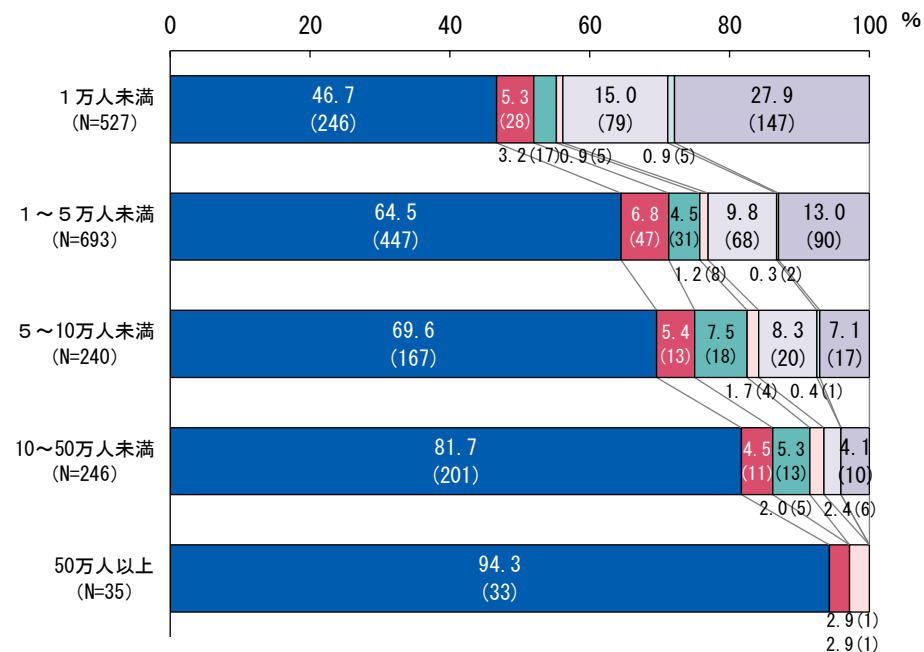
市町村  
調査

### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<全体>



- 策定済み
- R2, R3年度 策定予定
- R4年度 策定予定
- R5年度 策定予定
- R6年度 策定予定
- 未定：行政内部で検討中
- 未定：審議会、策定委員会等の合議体において検討中
- 未定：具体的な検討なし

### ●市町村計画の策定状況、策定（予定）時期<自治体規模別>

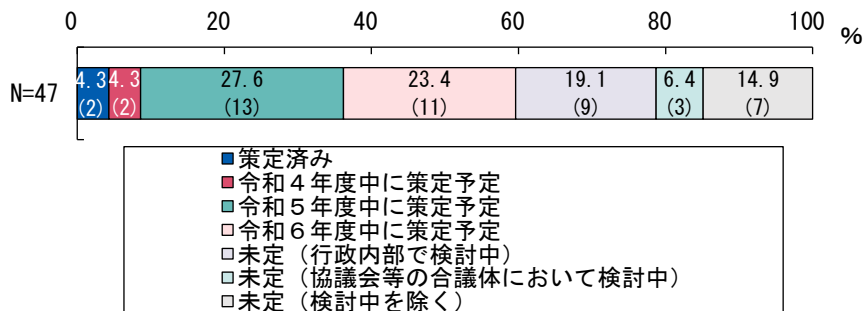


- 策定済み
- R4年度 整備予定
- R5年度 整備予定
- R6年度 整備予定
- 未定：行政内部で検討中
- 未定：審議会、策定委員会等の合議体において検討中
- 未定：具体的な検討なし

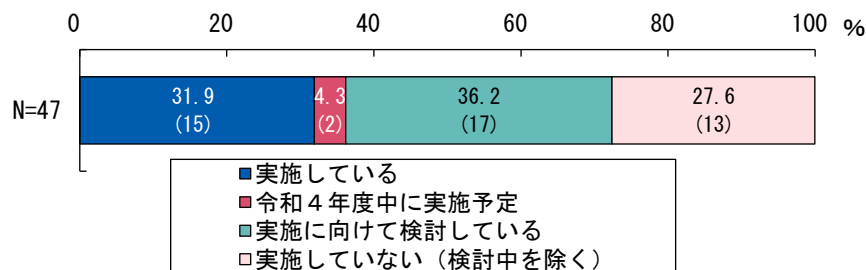


### 3 都道府県の実施状況※ ※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組に限る

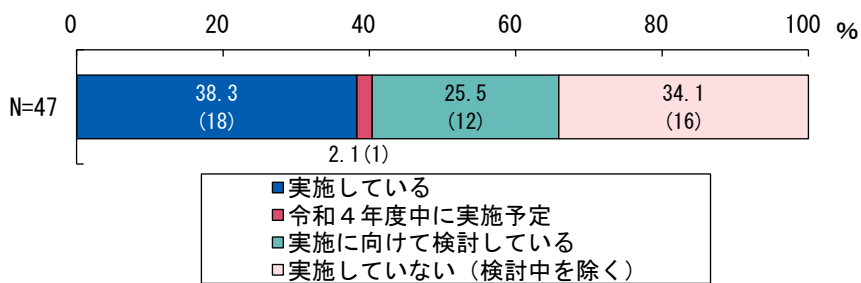
#### ● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



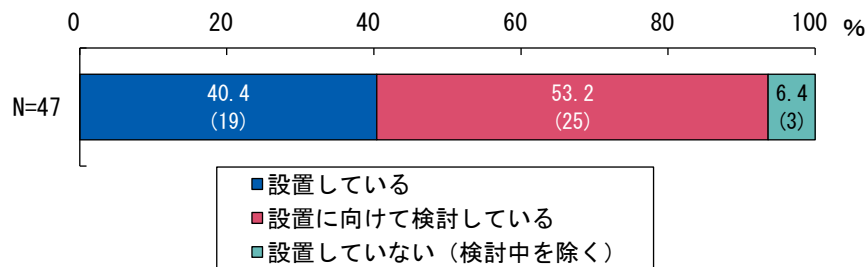
#### ● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



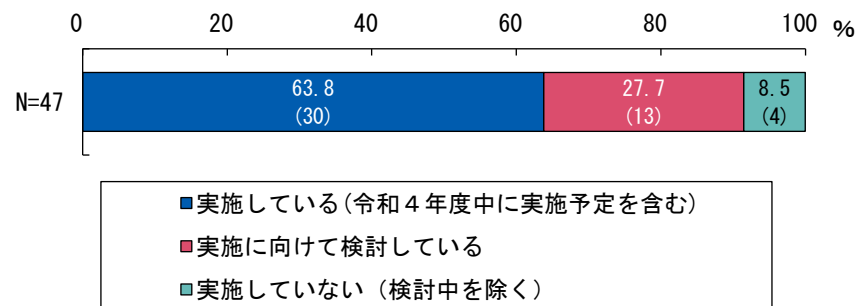
#### ● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



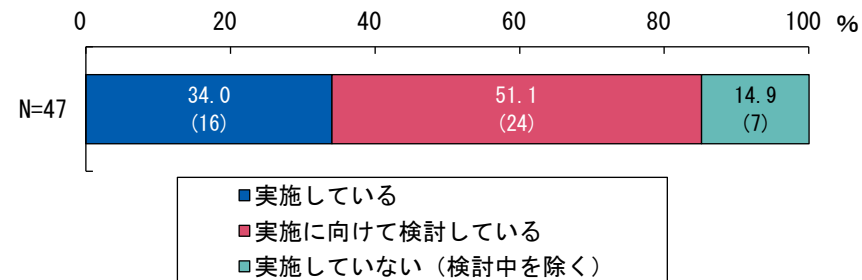
#### ● 都道府県単位の協議会の設置有無



#### ● 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



#### ● 都道府県による意思決定支援研修の実施状況



## 地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でK P Iが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組のさらなる推進も行う。

### 市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～令和4年度で、第31号まで発行）。

### 第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を发出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）と、都道府県の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。都道府県による市町村支援に関する取組報告や情報交換・意見交換の場として「都道府県交流会」の実施（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。また、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ④ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策の検討を行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ⑤ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討（令和4年度）などの実施。
- ⑥ 全国で成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握などの実施（令和4年度）。
- ⑦ 市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知发出（令和3年度）とフォローアップ（令和4年度）などの実施。

# 成年後見制度利用促進体制整備研修の実施【令和元年度～】

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修を実施。
- 令和元年～4年度の4か年で、**延べ6,373名が研修を受講**（基礎研修：延べ3,228名、応用研修：延べ2,535名、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修：延べ610名が受講）。
- 令和2年度からはオンラインで実施したことにより、中山間地や島しょ部等からの参加者数が増加。また、令和4年度は基礎研修について、ライブ配信を2回開催したほか、ライブ配信の収録動画を視聴可能なコースも設けたことで参加者数が増加。第二期基本計画策定を受け、都道府県の支援体制強化のため、都道府県等職員向け研修の内容の充実を図り、参加者数も増加。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、希望する市町村、中核機関等の職員
手法等 (R4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間×2回）</li> </ul> <small>※別途、ライブ配信日の受講が難しい方向けコース（ライブ配信の収録動画を視聴して受講）を設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（3日間）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド配信</li> <li>・ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日）</li> <li>・意思決定支援指導者養成研修（2H×5日間）</li> </ul>
内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。都道府県担当職員、都道府県アドバイザー（体制整備、権利擁護支援）各役割を理解することを目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> <li>○ 意思決定支援指導者養成研修 各ガイドラインの講義と演習を実施。</li> </ul>
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名
	R2	1,058名	881名	104名
	R3	355名	556名	115名
	R4	1,164名 <small>(うち ライブ配信日の受講が難しい方向け 466名)</small>	651名	310名 <small>(うち 意思決定支援指導者養成研修 87名)</small>
	合計	3,228名	2,535名	610名



※R2～R4については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

# 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営【令和2年度～】

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R4.4.1～R5.1.31）**192件**（うち、電話相談 84%（162件）、メール相談 16%（30件））となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、中核機関と市区町村行政からのものが多い。相談内容は、体制整備についてが47%（91件）と最も多く、以下、個別事例の対応についてが18%（34件）、成年後見制度についてが14%（27件）の順になっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和4年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,184名であった。

## ◆ K-ねっとの実施スキーム

- 研修通りに進めてもうまいかない…
- 先進事例を教えてほしい…
- ○○との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい。 など

自治体・中核機関

①相談 ②助言

K-ねっと（全社協）

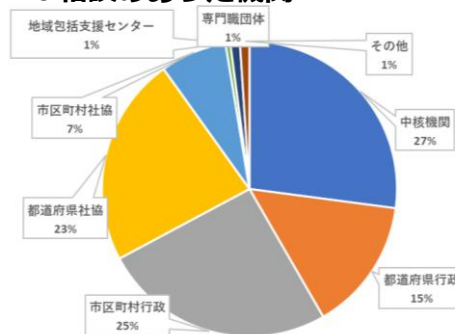
- アドバイザー
  - ・ 日本弁護士連合会
  - ・ 成年後見センター・リーガルサポート
  - ・ 日本社会福祉士会
  - ・ 自治体職員
  - ・ 中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

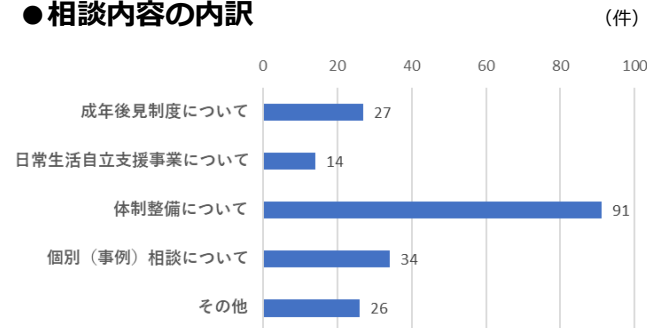
厚生労働省  
成年後見制度利用促進室

## ◆ K-ねっとの相談実績等（令和5年1月末時点）

### ● 相談のあった機関



### ● 相談内容の内訳



### ● 相談内容の主な例

中核機関関係	○ 中核機関が活用できる財源を知りたい。機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。 ○ 法人後見の受任先を増やしていきたいので、他の自治体の取組を知りたい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。

# 成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の  
推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。  
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和4年度は、担い手育成の重要性を伝える冊子・チラシを制作し、全国の自治体等に展開。市民後見人・法人後見の活動動画をポータルサイトで公開。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：**553,897回**（令和3年4月～令和4年3月）

啓発のための冊子 →



## ◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



### 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

### 支援をご検討しているみなさまへ



市民後見人や法人後見についてくわしくお話しします。

### ▶ ご本人・家族・地域のみなさまへ



制度の内容や利用の仕方、成年後見人等についてくわしくお話しします。

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

掲示板により、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能。

### ▶ 自治体・中核機関のみなさまへ



・「後見の知恵」聞かせて広場  
・取組事例紹介  
・研修動画  
などの情報が見られます。

検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R4.4時点)
<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  ー	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 <b>1,031 / 1,741市町村</b>  <b>50 / 50法務局・地方法務局</b> (R5.2時点)  <b>286 / 286公証役場</b> (R5.2時点)
<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 <b>2 / 47都道府県</b>  市民後見人養成研修の実施 <b>15 / 47都道府県</b>  法人後見実施のための研修の実施 <b>18 / 47都道府県</b>
<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施			市町村長申立てに関する研修の実施 <b>30 / 47都道府県</b> 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用636 / 1,741市町村 報酬 746 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用632 / 1,741市町村 報酬 730 / 1,741市町村
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>		市町村による実施			市町村による計画策定・必要な見直し <b>1,094 / 1,741市町村</b>
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			都道府県による協議会設置 <b>19 / 47都道府県</b>

優先して取り組む事項 ※3

# 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
討 向 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討 等	成年後見制度等の見直しに向けた検討	— ~~~~~	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	— ~~~~~	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県 — ~~~~~	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県
	・基本的考え方の整理と普及	— ~~~~~	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	— ~~~~~	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成					—
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— ~~~~~	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発		市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応			
不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— ~~~~~ — ~~~~~	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討					—	
	— ~~~~~	後見制度支援信託・支援預貯金の普及			成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	— ~~~~~	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	— ~~~~~	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	— ~~~~~	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
		— ~~~~~	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			